

松戸市幼稚園 PR 事業業務委託 仕様書

1 事業名称

松戸市幼稚園 PR 事業業務委託

2 事業目的

子ども・子育て世帯の環境の変化に伴い、子育て世帯においても共働き世帯が増える中で、子どもにとって質の高い幼児教育を提供する為には、歴史ある建学の精神と質の高い教育を誇る本市の幼稚園及び幼児教育の魅力を周知することが必要である。

本事業は、本市の幼稚園情報及び幼稚園に関する市政情報を広く発信し、身近な選択肢である幼稚園の認知度をより向上させることで、結果として幼稚園の利用者数を拡大することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 今年度の事業方針

幼稚園の魅力についてより専門的に理解し、専門的な知識やノウハウを活かしながら、下記の取り組みによって本事業を展開する。

5 業務概要

(1) 全体計画の策定

事業目的や今年度の事業方針を達成するための取り組み内容や、スケジュールを包含した全体計画を策定すること。

(2) パンフレット及びポスターの作成

① パンフレット及びポスターの内容

パンフレットについては、「幼稚園の魅力」「各幼稚園の紹介」「幼児教育無償化の説明」「預かり保育について」「プレ保育・満3歳児クラス」に関することや「送迎保育ステーション」「預かり保育の市単独助成制度」「幼稚園と小規模保育施設の連携」等の本市独自の情報等、幼稚園情報及び幼稚園に関する本市の市政情報について特筆すべき魅力を盛り込むこと。

ポスターについては、子育て世帯が興味を持つレイアウトとして、QRコードにて本市のホームページへ誘引できるものとする。

② パンフレット及びポスターの活用

市役所や支所、及び市内の子育て施設や駅構内等に設置することで、本市の幼稚園情報及び幼稚園に関する市政情報を広く発信する。

(3) PR 動画の作成

① PR 動画の内容

下記の内容の動画を2本作成すること。

- 「幼稚園の魅力」を伝えるもの。5分程度。
- 「幼児教育無償化の説明」「預かり保育について」「送迎保育ステーション」「預かり保育の市単独助成制度」等の制度説明を行うもの。10分程度。

② PR 動画の活用

本市が開催する幼稚園合同説明会での利用や本市ホームページ上で公開することで、幼稚園の魅力や幼稚園に関する本市の市政情報を広く発信する。

(4) パンフレット内容等についてのランディングページの作成

本市のホームページ等を利用して、(2)のパンフレット等のランディングページを作成することで、パンフレットのみでなく、インターネット上からも子育て世帯に向けて幼稚園に関する情報発信を行うこと。

(5) 事業者の強みに基づくプロモーション（自由提案）

事業者独自のノウハウや専門性を活かした本市にとって有効なプロモーション活動を展開すること。

(6) 幼児教育に特化した研究的な取り組み、取材等

本市の幼児教育に特化した取り組みとしてプロモーション事業を実施するにあたり、必要に応じて取材等を実施すること。

(7) 松戸市私立幼稚園連合会との連携

本市のプロモーション事業が、松戸市私立幼稚園連合会と協働し、一体的に実施されるよう、市と連合会の連絡調整を担い、必要に応じて協議に参加すること。

(8) その他

前項(2)～(6)については、本市との協議の上で、本件委託業務の遂行の必要性を吟味し「新たな項目の追加」「内容の変更」等を柔軟に行えるものとする。

6 成果物

下記の成果物を本市が指定する期日までに納品すること。ただし、最終的な発行部数、紙質等の詳細については、本市と十分に協議し、決定すること。

- ① 全体計画書（作業工程表）・・・・・・・・・・ 1部
- ② パンフレット（A5 サイズ以上 45 ページ程度 両面フルカラー印刷 上質紙）
・・・・・・・・・・10,000部
- ③ ポスター（A2 サイズ）・・・・・・・・・・100部
- ④ PR 動画・・・・・・・・・・2本（5分程度のもの と 10分程度のもの各1本ずつ。詳細は、「5 業務概要」参照）
- ⑤ パンフレット内容等についてのランディングページ 一式
- ⑥ その他、成果物

<納品方法>

紙媒体、電子媒体いずれも納品すること。

<納品場所>

千葉県松戸市根本 387 番地の 5
松戸市役所 子ども部 幼児教育課

<納入期限>

- ① 全体計画書（作業工程表）・・・・・・・・・・4月中
- ② パンフレット及びポスター・・・・・・・・・・6月末頃
- ③ PR 動画・・・・・・・・・・8月末頃
- ④ パンフレット内容等についてのランディングページ・・・・・・・・・・7月末頃

7 広告の掲載

事業者が広告掲載をする場合は下記の要件を満たすこと。

- (1) 広告掲載は5枠までとし、子育て情報紙としてのイメージを損なうことのないよう、掲載内容に配慮すること。
- (2) 広告は、一見して広告であると分かる表示又は体裁とすること。なお、掲載が決定した広告については、一覧を作成して市に提出すること。
- (3) 行政情報以外の問い合わせ先は広告掲載事業者である旨を掲載すること。
- (4) 事業完了報告の際に広告で得た収入について内訳書等を用いて報告すること。

8 成果品の著作権等

- (1) 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、全て本市に帰属するものとし、本市が自由に加工、複製、インターネット掲載、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (2) 動画の編集・制作等のために使用した写真・イラスト・書体等は全て本市に供与し、その利用及び再編集は本市において自由に行えるものとする。
- (3) 本業務の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (4) 本業務に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として受託者が代行すること。また、各許認可手続きに必要な手数料等の費用については、受託者が負担すること。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 管理業務

本業務の委託期間中、受託者は、本市と連絡調整を行う担当者を配置すること。本市と、全体計画に基づいた進捗報告や意見交換等を定期的に行い、議事録を作成すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市の承諾を得ること。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、本市の承認なしに他に漏らしてはならない。本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律に掲げる事項を遵守しなければならない。また、本業務が終了、解除された後においても同様とする。

10 その他

- (1) 本市は、業務に要する経費として、業務の実施に係る全ての費用を委託料として、業務委託完了後一括して支払うものとする。
- (2) 連携するホームページ等は、契約中及び契約終了後も継続的に運用し、使用できる設計を保持すること。

- (3) 本業務の実施について、社会一般に通常実施される項目は、本仕様書に記載のない事項であっても本業務の範囲とする。疑義が生じた場合は、本市と協議し指示を受けるものとする。
- (4) 事業者は、この仕様書に定めのない事項であっても、本件委託業務の遂行に必要であると判断される事項については、松戸市との協議の上で遂行をしなければならない。ただし、本件委託業務の受託金額を大きく超えるものなどについては、別途協議の上受託金額を改めて定めることができる。